

違法民泊の現状

- 平成29年度に違法民泊が疑われると都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区）が把握した事案は**5,255件**。
平成30年3月末時点の総数は**8,134件**。



違法民泊対策関係省庁連絡会議の設置

- 本年5月21日には、観光庁、警察庁等の関係省庁と協力し、違法民泊取締り対策に関する情報共有・連携強化等をさらに進めるため、**違法民泊対策関係省庁連絡会議を設置・開催**。
- 連絡会議の結果を踏まえ、厚生労働省から**都道府県等に対し**、違法民泊対策について、改正旅館業法の立入検査権限等を活用しつつ、**警察等の関係者との連携強化を図る等により、実効性のある指導等を行うよう、協力を依頼**した。

改正旅館業法の施行

- 平成30年6月15日、無許可営業者等に対する取締りを強化する改正旅館業法が施行。
 - ① 無許可営業者に対する**都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定創設**
 - ② 無許可営業者に対する**罰金の上限額を引上げ（3万円→100万円）**



改正旅館業法施行後

- 改正旅館業法施行後の地方自治体の違法民泊取締り実務を円滑にするため、取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出（平成30年10月15日）。
住宅宿泊事業法施行後は、営業者が一つの施設で旅館業と貸室業の両方を営むケースが想定されることから、各サービスがいずれのサービスに該当するかを自治体が判断しやすくするため、FAQではその判断の**目安期間（原則1ヶ月）を設定することが望ましい**旨を示した。これにより、貸室業と称して実質的に旅館業を営むケースを取り締まるようにしている。
- 厚生労働省のHPを以下のとおり刷新（改正旅館業法施行後随時実施）。
 - ・ 宿泊者及び事業者向けに、**違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を掲載。
 - ・ 地方自治体（京都市、新宿区）の**違法民泊取締りの事案を紹介**。引き続き、地方自治体の好事例を収集中。

旅館業法上の指導等の状況について

平成30年10月23日公表

1 調査の概要

旅館業法について適正な運用を行うため、同法の違反のおそれがある営業者に対して行っている指導等の状況について、平成29年度の調査結果を取りまとめて公表するもの。（本調査は、全国の自治体に対して平成25年度より行っている。）

2 調査対象 都道府県、保健所を設置する市、特別区（150都道府県市区）

3 指導等に至った端緒

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
①保健所における巡回指導等	13件 (21%)	58件 (44%)	498件 (35%)	1,721件 (16%)	1,104件 (21%)
②近隣住民・宿泊者等からの通報	34件 (55%)	54件 (41%)	482件 (34%)	3,721件 (34%)	2,852件 (54%)
③警察・消防等の関係機関からの連絡	15件 (24%)	18件 (14%)	216件 (15%)	4,713件 (43%)	360件 (7%)
④管理会社等からの連絡	1件 (1%)	1件 (1%)	111件 (8%)	510件 (5%)	595件 (11%)
⑤その他	0件 (0%)	1件 (1%)	106件 (8%)	184件 (2%)	344件 (7%)
合 計	62件	131件	1,413件	10,849件	5,255件

4 指導等の状況（件数）

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
①営業許可を取得した	18件 (29%)	25件 (19%)	76件 (5%)	176件 (2%)	180件 (4%)
②営業を取りやめた	36件 (58%)	73件 (55%)	533件 (38%)	1,484件 (14%)	1,279件 (24%)
③指導継続中	1件 (2%)	11件 (8%)	374件 (26%) ※2	3,042件 (28%) ※3	801件 (15%) ※4
④調査中（営業者と連絡が取れないもの等）	0件 (0%)	5件 (4%)	376件 (27%)	5,779件 (53%)	2,632件 (50%)
⑤その他	7件 (11%)	19件 (14%)	54件 (4%)	368件 (3%)	363件 (7%)
合 計	62件	133件 ※1	1,413件	10,849件	5,255件

※1平成25年度からの継続案件を含む。 ※2うち許可に向けた指導を行っているもの：112件 ※3うち許可に向けた指導を行っているもの：1,472件 ※4うち許可に向けた指導を行っているもの：159件

（参考）平成30年3月末時点で、旅館業法違反のおそれがあると把握している事案総数：8,134件（※5）

うち、事業者と接触し、指導中のもの：1,081件

事業者との接触を試みているが連絡がとれないもの：5,198件

その他：1,855件

※5平成29年3月以前に把握し指導継続中の案件を含む。